

IV. フランス著作権制度の概要とコンテンツの法的保護¹

井奈波朋子²

フランス著作権法³の呼び名は、「la propriété littéraire et artistique」と「les droits d'auteur et les droits voisins du droit d'auteur」の2種類があります。伝統的な呼び方は「la propriété littéraire et artistique」です。最初の「propriété」は、英語の「property」のことです。「littéraire et artistique」は、「文学的及び美術的」という形容詞です。直訳すると、「文学的及び美術的所有権」という意味になります。

この呼び方は国際的に影響を与えています。例えば、「ALAI(国際著作権法学会)」はフランス語で「Association Littéraire Artistique Internationale」と表記し、これを日本語に直訳すると、「文学的及び美術的な国際法学会」になります。また、ベルヌ条約の名前にも影響を与えています。こちらは英語で「Berne Convention for the Property of Literary and Artistic Works」と表記しますが、ここにも「文学的及び美術的所有権」という言葉が含まれています。

現在は、もう一方の呼び方である「les droits d'auteur et les droits voisins du droit d'auteur」の方が好んで使われる傾向にあるようです。その理由の一つは、著作権には著作権と著作隣接権があり、伝統的な呼び方では、その二つをカバーできないことです。さらに、「文学的及び美術的」では、ソフトウェアなどをカバーできないことから、後者の呼び名が使われるようになりました。

後者の呼び名は、「les droits d'auteur」と「les droits voisins du droit d'auteur」の二つから構成されています。前者は、著作者の権利、後者は直訳すると、著作者の権利の隣接権という意味です。

1. 総論

1. 1 フランス知的財産法の構造

フランス知的財産法典は1992年に整備されました。知的財産法典第1編の著作権、第2編の著作者隣接権、第3編の著作権・著作者隣接権、データベースの制作者の権利に関する一般規定が、日本の著作権法に該当する部分です。第4編以下には、意匠・商標・特許など工業所有権に関する規定が置かれています。

1. 2 フランス著作権法の歴史

¹ 本稿は、2005年11月24日に開催されたDCAJ著作権セミナー「フランス著作権制度の概要とコンテンツの法的保護」の講義録である。本報告書の発行にあたり、あらためて講師・井奈波朋子先生に加筆等をお願いした。

なお、セミナー開催にあたり、翻訳者である大山幸房先生（帝京科学大学名誉教授）、及び、掲載者である社団法人著作権情報センターの許諾を得て、外国著作権法「フランス編」を配布させていただいた。この場を借りて謝意を表します。

² インフォテック法律事務所 弁護士。

³ 日本語訳は、社団法人著作権情報センターの外国著作権法「フランス編」(<http://www.cric.or.jp/gaikoku/france/france.html>)を参照。

フランス法は、歴史的に、古法時代、中間法時代、近世法時代と三つの区分に分けられています。古法時代はアンシャン・レジームの時代で、1789年までがこの時代に該当します。中間法時代はフランス革命からナポレオン民法典ができた1804年までを指します。近世法時代はナポレオン民法典以降の時代を指します。

(1) 古法時代

まず古法時代ですが、この時代に起きたエポックメイキングな出来事は、印刷物の出現です。これにより印刷業者を不実な競争者から守る手段が必要になりました。フランスにおける著作権法は、1507年にルイ12世が印刷業者に特権を認めたことに遡ると言われています。ただし、これは、国王が特定の印刷業者に対して与える特権に過ぎませんでした。

その後、パリの印刷業者と地方の印刷業者の間に争いが起こるようになってきました。パリの印刷業者が、印刷を独占していたためです。その争いを解決したものが、1777年8月30日のルイ16世の王令です。これは、著作者とその相続人に対して、著作物の恒久的な出版・販売権を、王が特権として認める内容でした。

(2) 中間法時代

フランス革命から中間法時代に入ります。中間法時代には重要な二つの法律が公布されています。最初は1791年の法律です。これは、演劇の著作物について著作者の上演権を定めたものです。次の1793年のものは、すべての分野の記述された作品について著作者の複製権を定めたものです。これらの法律の性格は古法時代の王令とは全く異なります。古法時代が権力者による文化の支援活動、いわゆるメセナとしての創作物保護であったのに対して、中間法時代にできた法律は、自然法を基礎にした著作者の排他的独占権としての著作権を認めています。前者は他律的であるのに対し、後者は自律的な著作権といえます。

この1791年と1793年の二つの法律は、1957年まで、細かな法律改正は行われましたが、大きな法律改正は行われないうま、約150年間にわたって適用されました。その間、判例が非常に重要な役割を担い、著作者人格権なども判例法によって認められるようになりました。

1957年、これまでの判例理論を成文化した著作権法ができました。1985年には、コンピューター・プログラムの保護を認める著作権法改正が行われ、また、著作隣接権も認められました。1992年には、知的財産法が法典化され、著作権は知的財産法典の一部となりました。

(3) 法典編纂後の改正

次に、法典編纂後の主な改正についてですが、コンピューター・プログラムに関するEC指令など、EC指令を国内法化した改正が頻繁に行われています。最も重要なのが、情報社会における著作権の一般問題の理解に関する2001年の指令(情報社会指令)です。この指令を国内法化するための法案は、現在フランスで審議中です。追及権指令は、国内法化されていませんが、追及権は既にフランス著作権法にすでに規定されているので、特に国内法化する必要はないと考えられます。

1. 3 著作権法の基礎理論－著作権の性質

(1) 排他的権利

著作権第1編の最初の条文には、「精神の著作物の著作者は、その著作物に関して、自己が創作したという事実のみにより、排他的ですべての者に対抗し得る無形の所有権を享有する」（111-1条1項）と規定されています。この規定によって、著作権が排他的権利であることが明らかにされています。

(2) 排他性の根拠

排他性の根拠を何に求めるかに関しては、一元論と二元論という考え方があります。一元論は、財産権に根拠を求める考え方、人格権に根拠を求める考え方、財産権と人格権から成る一つの権利であるとの考え方の三つに分かれています。二元論は、著作権の二重性を認める見解で、著作権は財産権及び人格権の二つによって構成される権利であると考えます。

フランス法は二元論をとっています。その考え方は、111-1条2項の「この権利は、この法典第1編及び第3編に定める知的及び人格的特質ならびに財産的特質を包含する」という規定に合致しています。また、もともと財産権と人格権は性質が違う権利なので、これらが融合した一つの権利という見解は無理があると考えられています。

(3) 著作者人格権と著作財産権の関係

著作者人格権と著作財産権との関係をどのようにとらえるかについて、フランス法は著作財産権と著作者人格権では著作者人格権を優先させる考え方をとっています。

(4) 所有権論

フランスでは、著作財産権が所有権かどうかをめぐって学説が対立しています。法律上では、所有権（*propriété*）と明記され（111-1条1項）、現在では、所有権と考えるのが通説です。所有権といっても、有限性と無体性という特殊な性質を有する所有権であると考えられています。

(5) 著作権と媒体の所有権との関係

著作権と媒体の所有権との関係については、111-3条に規定されています。1項に「第111-1条に定める無形の所有権は、有形物の所有権とは別個独立のものである」と規定されているとおり、媒体の所有権と著作権は別個独立であると考えられています。

113-1条2項本文は、「媒体の譲渡は著作権を伴わない」と規定しています。したがって、発注者であっても、複製権の譲渡を受けたとはいえません。113-1条2項ただし書きは、「これらの者は、それらの権利の行使のためにその有形物を利用することを有形物の所有者に要求することはできない」としていますので、原則として、著作者は媒体の利用を要求することはできません。ただし、所有者側に権利の濫用がある場合には、裁判所を通じて著作者は著作物を利用するために媒体の利用を要求することができます。

(6) 所有者のイメージに対する権利

この所有権論をめぐって、今フランスで盛んに議論されているのが、所有物のイメージに対する権利です。これは、所有者が所有権に基づいて物のイメージをコントロールする権利を有するのかという議論です。所有者にこのような権利が認められる場合、著作権と抵触する可能性があります。

従来裁判例では、所有者のイメージに対する権利を肯定する傾向にありました。しかし、2004年

の破毀院判決（ホテル・ド・ジランクール事件）では、イメージに対する権利を原則として否定し、極めて例外的な場合にのみ権利行使を肯定しています。これは、ホテル・ド・ジランクール側が、ホテルの写真勝手に広告に使われたため、それによって被った損害の賠償を請求したという事件です。破毀院は、「物の所有者は、物のイメージに対して排他的権利はないが、そのイメージの第三者による使用が異常な問題を生じさせるときには、それに対抗することができる」という判決を出しています。本件では、ホテル側が敗訴しています。

2. 著作物保護の要件

フランスでは、著作物の保護の要件について、積極的要件と消極的要素に分けて考えています。このうち、積極的要件に関しては、判例と学説の集積によって講学上認められてた要件であり、法律上の明文規定はありません。消極的要素に関しては、著作物を保護するにあたって、これらの要素を考慮してはならないという定めがあります。

2. 1 積極的要件

（1）精神の著作物であること

まず積極的要件から見ていきます。一つは、精神の著作物であることが要件とされています。このことは、著作権法上明確に規定されていないのですが、111-1条に「精神の著作物」という言葉が出てくることから、精神の著作物であることがひとつの要件であると考えられています。精神の著作物であることは、①知的創作物であること、②表現形式の創作であること、の二つに分けて考えられます。

①知的創作物であることという要件ですが、これはまず、精神の著作物は、「著作者」の創作活動から生じるものでなければならないことを意味します。そこで、まず人間による干渉の存在が必要になります。完全にコンピューターだけによる創作で、人間の操作が入らないものは、著作権法による保護から除かれますが、人間が操作したコンピューターにより創作された場合には、知的創作物であると考えられています。また、一切人間が操っていない動物によって作品が得られた場合には、知的創作物であるという要件を満たしません。全くの偶然の産物の場合も人間による干渉がないとされ、これも著作権法による保護から排除されることになります。

さらに、精神の著作物は、著作者の「創作活動」から生ずるものであることを必要とします。したがって、先行作品の発見——例えば、考古学において昔の壁画などが発見されたという場合は、著作権法による保護から排除されます。単なる労務提供やノウハウの提供にとどまるもの、単なる選択行為のみから成るもの（例えば、単なるコレクション）などは、著作権法による保護から排除されます。また、実演についても著作権法による保護から排除され、著作隣接権による保護の対象になります。

②次に、表現形式の創作という要件について検討します。

表現形式の創作であることについても、著作権法上、直接的な規定はありません。しかし、111-2条に「著作物は公表の有無にかかわらず、未完成であっても著作者が構想の実現という事実のみによって創作されたものとみなされる」と規定されているので、構想を実現した表現が必要であるとされています。この思想の背景には、アイデアは自由に移動するもので、何人もアイデアを独占することはできないという考え方があります。アイデアの独占を認め、他人による使用を禁止することは、文化の発展

を阻害すると考えられています。したがって、表現形式と本質は区別され、感得可能な表現形式のみが著作権法による保護の対象になります。

しかし、実際にアイデアが完全に排除されてしまうのかというと、これについては若干疑問が残る場合があります。マルセル・デュシャンによるひげのあるモナリザの有名な絵があります。ただ単にひげをつけ加えたというのはアイデアと考えられます。アイデアを除くと、現代美術のいわゆるコンセプチュアルアートは、著作権法による保護から排除されてしまうのではないかという疑問が生じます。

このほか、音楽では、ジョン・ケージの「4分33秒」という作品があります。これはピアノの演奏者がピアノの前に来て、ピアノの前に座り、4分33秒たった席から立って去っていくという音楽です。これは、そのときに奏でられる聴衆の雑音などが音楽であるという発想です。これも一種のアイデアであり、このような現代芸術が著作権法によって保護されるのかという疑問が生じます。この問題については、まだ答えが出ていません。

また、表現は他人によって感得可能なものでなければならないという、表現形式の感得可能性の要件を満たす必要があります。この要件について問題になるのが、料理や香水のように、味覚や嗅覚によって感得される著作物です。従来、著作権法は、視覚と聴覚で感得される文学・音楽・美術の著作物を保護の対象にしていました。しかし、香水や料理も、味覚や嗅覚によって感得されるものです。香水については著作物性を肯定した裁判例がありますが、料理については著作物性を否定した裁判例があります。

(2) 創作性

次に、創作性の要件について説明します。従来は、著作者の個性の痕跡を持つものが著作物であると考えられていました。この古典的アプローチの背景にある思想は、人格主義という考え方です。これは、著作物は著作者の個性の延長であるという考え方です。つまり、著作物が著作者の個性の痕跡を持つ場合、それは個性の延長なので、その創作に対して独占を認めるという考え方です。

創作性の概念をよりよく理解するために、学説による二つの考察がなされています。創作性は新規性ではないということと、創作性は相対的な概念であることの二つです。新規性ではないという点は日本法と同じです。新規性は時系列に沿った客観的評価であるのに対して、創作性は、著作者の個性の痕跡があらわれているかどうかという主観的な評価です。つまり、創作の先行性は問題になりません。例えば、同様の主題が2人の芸術家によって同時に取り組まれた場合であっても、作品の完成の早さが保護の基準になるのではなく、その主題を各著作者がどのような形で扱ったかが問題となるので、両者とも保護の対象となり得ます。

二つ目の、創作性は相対的な概念であることという点ですが、創作性の評価の仕方は、著作物によって異なります。創作性の判断においては、著作者が与えられた自由な領域で自由な選択をしたかが問題になります。著作者の自由な領域は、扱う主題の性質によって違ってきます。例えば、同じ図面の著作物でも、絵と地図とでは著作者が自由に表現し得る領域は全く異なります。このように、創作性は相対的に判断されます。

古典的なアプローチは、先述のように著作者の個性の痕跡の有無を検討するアプローチですが、最近、データベースやコンピューター・プログラムの保護を認めたことによって、人格主義を基礎とする古典的アプローチが動揺しています。コンピューター・プログラムやデータベースの場合、創作には裁量の余地がなく、ノウハウの提供はあっても、著作者の個性の痕跡があるといえるのかという疑問からスタートしています。

パシヨ事件（破毀院1986年）は、古典的アプローチを破って、知的貢献の痕跡を有するものが著作

権法により保護される著作物であると判断した判決です。なお、この事件は、コンピューター・プログラムを会社で作成したパシヨ氏が、会社を解雇された後に不当解雇を理由にして会社を訴えた事件です。

さらに、コプロザ事件（破毀院 1989 年）では、破毀院が「出版物のテキストと図が、創作性を示す著作者の知的出捐を有するかを明確にしていけないので、控訴院の決定には法的な基礎があるとは言えない」と判断しています。現在のところ、創作性の定義について、どちらのアプローチをとるのかについては、フランスの著作権法上明快とはいえません。

また、創作性の程度についてですが、著作物は創作的であるかないかの二者択一であって、創作性の程度は問題とならないと考えられています。創作性の立証をする場合に、立証が容易なものとならないものがあるのは確かですが、それは創作性の有無とは別の問題であり、著作物性を判断する際に創作性の程度は問題になりません。

2. 2 著作物の著作権による保護を考えるにあたって考慮されない要素

(1) 種類、表現形式、価値、目的

著作権法による著作物の保護を考えるにあたって考慮されない要素については、112-1 条に規定があります。112-1 条は、「この法典の規定は、いずれの精神の著作物についても、その種類、表現形式、価値又は目的のいかんを問わず、著作者の権利を保護する」と規定しています。このように、種類、表現形式、価値、目的は、著作物の保護を考えるにあたって考慮されません。

まず、種類については、文学の著作物、音楽の著作物、美術の著作物という 3 種類の伝統的な著作物のいずれにも入らないものであっても保護していいのかが問題になります。ロシヤス事件（パリ控訴院 1975 年）は、香水について著作権法による保護を認めています。この裁判例は、「112-2 条が、精神の著作物の例示として、視覚または聴覚により認識される著作物にしか言及していないとしても、特にという副詞の存在は、他の三つの感覚によって、場合によっては存在し得るであろう著作物を先天的に排除することを認めるものではない」と判断しています。

次に、「表現方法は考慮されない」というところですが、これは、例えば、文学の著作物については、書籍などのほか、講演や説教という口述の著作物も保護されると 112-2 条で明記されているように、著作物の表現形式は問わないということです。

また、著作物の価値は考慮されないので、著作物の価値がいかなるものであろうと保護されます。例えば、その著作物が、短いものか長いものか、いいものか悪いものか、日常的なものか危険なものかなど著作物の価値とは関係なく、創作性が認められる限り保護されます。これは、裁判官の自由裁量を避けるということに目的があり、裁判官は著作物の保護を拒否するために著作物の質を考慮することはできないとされています。

最後に、著作物の目的ですが、これは、美術の一体性の原則として理解されています。美術の一体性の原則は、著作物が美的な目的を持っているか、有用性を目的としているかによって差別をしてはならないという原則です。この原則の適用により、フランス著作権法上は、純粹芸術であっても応用美術であっても、平等に保護されるという結論になります。

(2) その他の消極的要素

111-2 条は、「著作物は、公表の有無にかかわらず、未完成であっても、著作者の構想の実現という事実のみによって創作されたものとみなされる」と規定しています。「未完成であっても」と規定し

ているとおり、完成品かどうかを問わず保護されますし、「著作者の構想の実現という事実のみによって」と規定しているとおり、固定の有無を問わず保護されます。また、方式の履践も問いません。

3. 著作物

保護される著作物は、著作権法 112-2 条に例示されています。

3. 1 文学の著作物

1号と2号は文学の著作物で、書かれた書籍や小冊子などのほか、講演や演説など、口頭で表現された著作物も保護されます。したがって、書籍などに限らず、紙に固定していないものであっても保護されます。

3. 2 音楽の著作物

3号から5号は音楽関係の著作物です。5号は「歌詞を伴う、又は伴わない楽曲」とありますが、歌詞も音楽の著作物として保護されています。

3. 3 美術の著作物

7号以下では、ソフトウェアを除き、美術の著作物に関する著作物が例示されています。10号では、応用美術の著作物が保護の対象として明示されています。応用美術については、すでに述べたとおり、美術が実用的な目的を有するか、美的な目的を有するかを問わず保護されるという、美術の一体性の原則により、当然に保護されます。

応用美術における創作性をどのように考えるかについて、判例は「機能的必要性によるものではない形式によって、その形に新規性がある場合には、著作者の人格が発現したものであり創作的であるから、1957年法が適用される」と判断しています。この判決によれば、新規性がある場合には著作権法における創作性があると考えられ、著作権法による保護が認められます。つまり、意匠権で保護されるものはすべて著作権法で保護されることとなります。実際に、フランスでは、意匠権で保護されるものはすべて著作権法で保護されると考えられています。

3. 4 映画(視聴覚)の著作物

(1) 定義

映画の著作物は、112-2条6号で保護される著作物の例示として掲げられています。112-2条6号は「映画の著作物その他の音を伴う、又は伴わない映像の動く連続から成る著作物」と規定しています。テレビ番組や映画はこれに該当しますが、ゲームソフトは映画の著作物に該当しないと判断した裁判例があります。

(2) 著作者について

映画の著作物の著作者については、113-7条1項に規定されています。113-7条1項は、「視聴覚著作物の知的創作を実現する1人又は2人以上の自然人は、その著作物の著作者の資格を有する」と規定しています。このように、「1人または数人の自然人」が視聴覚著作物の著作者とされていることから、視聴覚著作物は原則として共同著作物であると理解されています。

2項には、共同著作物の著作者と推定される者が例示列挙されています。これによると、シナリオの著作者、翻案の著作者、台詞の著作者、この視聴覚著作物のために特別に作成された楽曲の著作者、監督が共同著作者と推定されます。これは推定規定なので、これら以外の者であっても、共同著作者であることを立証して、著作者として認めてもらうことも可能です。また、反対に、例示に該当する者でも、共同著作者から除かれることがあります。

3項には、「視聴覚著作物が、保護を受けている既存の著作物又はシナリオを原作とする場合には、原著作物の著作者は、新著作物の著作者と同一視される」と規定されています。そこで、原著作物の著作者は、たとえ二次的著作物である映画の著作物の製作に参加していなくても、共同著作者として扱われます。したがって、共同著作物の原則的な考え方に対する例外的な規定になります。

また、契約がある場合には、132-24条が適用されます。132-24条1項は、著作権の譲渡に関する規定で、「歌詞を伴う、又は伴わない楽曲の著作者以外の、視聴覚著作物の著作者と製作者とを結ぶ契約は、別段の定めがない限り……視聴覚著作物の排他的利用権の製作者への譲渡を伴う」と規定しています。したがって、このような契約がある場合には、視聴覚著作物の製作者が著作者になります。

視聴覚著作物の製作者の定義は、132-23条に規定があります。「視聴覚著作物の製作者とは、この著作物の製作について発意と責任をとる自然人又は法人をいう」と定義されています。

(3) 権利の行使に関する特則

121-5条は、著作者人格権の行使に関する特則を定めています。視聴覚著作物の完成前は、著作者人格権の行使が凍結されるという規定です。完成後は、著作者人格権の行使が可能となります。完成時をどのように考えるかについては、121-5条1項が「最終版が監督又は共同著作者と製作者との間の合意によって確定された時に、完成されたものとみなされる」と規定しています。

続いて、121-5条3項は著作物の尊重に対する権利の規定です。「いずれかの要素の追加、削除又は変更によるこの最終版のいずれの改変も、第1項に掲げる者の同意を必要とする」と規定されていますので、変更や追加・削除には共同著作者、監督の同意を要するとされます。

121-5条4項は、ほかの媒体に視聴覚著作物を転写する場合です。例えば、ビデオなどに転写する場合には、監督との事前の協議が必要であると定められています。

3. 5 ソフトウェア

プログラムの著作物は、1985年法によって、第5編に挿入されました。これによりプログラムの保護が認められたものの、通常の著作物とは異なった扱いを受けていました。1994年に著作権法が法典化された際、第5編が削除され、プログラムの著作物に関する規定は第1編に再編され、通常の著作物と同列に扱われるようになりました。プログラムの著作物に関する創作性に関しては、1986年のパシヨ事件（既出）で問題となりました。

3. 6 二次的著作物・編集著作物

112-3 条は、前段で二次的著作物について、後段で編集著作物について定めています。

データベースに関しては、同条 2 項に定義されています。これは 1998 年法によって挿入されました。日本法との大きな違いは、「データベースとは、組織的または体系的に処理され、かつ電子的方法その他いずれかの方法によって個別にアクセスできる著作物」と定義されており、電子的方法に限らず、紙媒体のものもデータベースに含まれるという点です。

3. 7 データベースの製作者の権利(スイ・ジェネリス権)

データベースに関しては、著作権のほか、著作権法 341-1 条以下に規定されているデータベースの製作者の権利が問題になります。これは、スイ・ジェネリス権と呼ばれています。スイ・ジェネリス権とは、著作権や著作隣接権に根拠を持たない特別な権利というものです。

データベースの製作者の権利は、データベースの全体、または実質的な部分を抽出し、または再使用することを禁止する権利です。ここでいうデータベースも、電子的なデータベースに限らず、紙媒体のデータベースも含まれると考えられています。

141-1 条 1 項は、データベースの製作者とは、データベースの構成、検証、提示に必要な実質的な投資を発意し、かつ、リスクを行う法人または自然人であると定義しています。ここで重要視されているのが、投資のリスクを負うということです。投資のリスクを負う者に対して、法はこのようなスイ・ジェネリス権を認め、保護を図っています。

3. 8 題名の保護

題名については、112-4 条で、「精神の著作物の題号は、それが創作性を示す場合には、著作物そのものとして保護される」と規定されています。ここでは、どのような題名に創作性が認められるかが問題になります。この問題を扱った裁判例は多数にありますが、明確な基準を確立するに至っていません。

創作性が認められた題名として、『アンジェリク』という小説の題名があります。日本でも翻訳が出版されています。題名の「アンジェリク」は主人公の名前をそのまま用いたものですが、創作性があると判断されています。また、ベストセラーとなった書籍である『高くないパリ』という題名も、創作性があると判断されています。しかし、例えば、『第六大陸』は創作性がないと判断されています。題名の創作性の有無は、裁判になって争ってみなければわからない状況にあるように思われます。

112-4 条 2 項は、「混同を生じやすい状況において同一分野の著作物を識別するためにその題号を使用することはできない」と規定しています。この規定は、その著作物が同一のマーケットにあるか、そのマーケットの中で混同を生じやすい状況にあるかを問題としています。これは著作権法の中に不正競争法理を導入したもので、著作権を基礎とする規定ではないと考えられています。

そのほか、題名については商標権による保護が与えられる可能性があります。

4. 著作者

フランス著作権法は、著作物は著作者の個性の延長と考える人格主義の立場をとっていますので、著

作者の資格は、著作物の中にその個性を表現した者に与えられることとなります。そのため、アイデアを出した者や、機械的な操作を実行しただけの者は、作者の資格が与えられません。

さらに、フランス著作権法は、「精神」の著作物の中に「個性」を反映しなければならないという原則がありますので、自然人にしか作者の資格は与えられないというのが建前です。つまり、法人に作者の資格はないという考え方が基本にあります。しかし、法律は、法人に対する著作権の原始的帰属を認めています。それが集合著作物です。

4. 1 単独の著作権者

(1) 作者の推定

113-1 条は、「作者の資格は、反対の証拠がない限り、著作物はその名の下に公表される 1 人又は 2 人以上の者に属する」と規定しています。したがって、作者が自然人の場合には、この規定に従って、作者の推定が働くこととなります。ただし、その推定は単純な推定ですので、反証によって覆すことができます。

先述のように、フランス著作権法上は、作者の資格は自然人に与えられるという建前がありますので、従来の判例は、法人による本条の作者推定規定の援用を否定していました。そこで、法人が知的財産権侵害訴訟を提起するためには、著作財産権の譲渡を受けているか、著作物が集合著作物であることを主張する必要がありました。かつての破毀院は、法人は作者の資格を持ち得ないので、法人による 113-1 条の推定規定の援用をする理由がない、と判断していました。しかし、1993 年に判例が変更され、現在の判例は、法人にも著作権者であることの推定を認めています。本件では、問題の複製の日に、法人がその名で問題の写真を商業的に利用していたことを前提に、ネガを製作した自然人からの権利要求がない限り、第三者に対して当該法人がその著作物に対する著作権者であることが推定されると判断されました。

(2) 作者が従業員である場合

作者が従業員である場合は、まず、111-3 項が、「精神の著作物の作者による請負契約又は労働契約の存在又は締結は、第 1 項によって認められる権利の享有になんら抵触しない」と規定しています。つまり、精神の著作物の作者が、請負契約や雇用契約を締結した場合であっても、原則として著作権の享有を妨げられないということです。雇用者や発注者は、著作物がその費用によって実現された場合でも、自動的に著作権者になるわけではありません。

ところで、131-3 条には、「作者の権利の移転は、譲渡される各権利が譲渡証書において個別に言及されること、並びに譲渡される権利の利用分野がその範囲、用途、場所及び期間に関して限定されることを条件とする」と規定されています。したがって、雇用者や注文者が著作権者となるためには、財産権の譲渡の条件を明確に規定した契約の締結が必要となります。よって、雇用契約の存在を理由として黙示の譲渡を認めることは、111-1 条と 131-3 条に違反します。

これに沿った判決が 1992 年に破毀院で出されています。これによれば、「111-1 条 3 項および 131-3 条 1 項により、精神の著作物の作者によって締結された雇用契約の存在は、無体財産権の享有を排除する効果をもたらさない。譲渡は、譲渡された権利の利用範囲が、その期間及び目的に関して限定されていることを条件とする」と判断されています。よって、雇用契約を締結したからといって、その従業員が権利を失うわけではありません。

さらに、包括的に著作権を譲渡するという内容の著作権譲渡契約は、有効なのかが問題になります。131-1条は、「将来の著作物の総括譲渡は、無効とする」と規定しています。この規定から考えますと、雇用契約を締結する際に、包括的な著作権譲渡を定めたとしても、将来の著作物の包括的譲渡を否定する131-1条に反するのではないかという問題が発生します。このような契約であっても有効であると判断した裁判例もありますが、この点に関しては流動的な状況にあります。実務的には、リスクを承知で、将来的に作成される著作物であっても、包括的に譲渡されるという規定を雇用契約中に入れておくという扱いをしているようです。なお、著作権の譲渡が認められた場合であっても、著作者人格権は譲り渡した従業員に残ります。

著作権譲渡に関しては、ジャーナリストの著作物（121-8条2項）およびプログラムの著作物（113-9条）について特則が認められています。また、公務員の場合には、その職務の執行に必要な範囲でそれらの権利を使用可能な状態にすることを要求され、その創作が役務と関係ない場合にのみ、その著作物について権利を保持するという国務院の通達があります。

4. 2 複数の創作者が関与する場合

複数の創作者が関与する場合として、共同著作物、集合著作物、混合著作物という三つの制度があります。

(1) 共同著作物

共同著作物は、113-2条1項に、「2人以上の自然人が創作に協力した著作物は、共同著作物という」と定義されています。この規定によると、複数の自然人が共同して創作した著作物であれば、すべて共同著作物になります。つまり、日本法と異なり、寄与部分が分離可能であっても共同著作物になります。

それぞれの寄与は、異なる分野にわたるものでもよいと考えられています。例えば、漫画のシナリオの作者とイラストレーターが、共通の発意に基づいて協議の上に漫画をつくった場合には、共同著作物に該当します。

共同著作物の要件として、①関与する者は複数の自然人であることが必要とされています。すなわち、法人は共同著作者になることが予定されていません。②次に、参加者の各人が、創作的な表現の供与を行うことが必要となります。つまり、参加者であっても、アイデアを出した者やテーマを決めた者は、共同著作物の著作者として保護されません。③三つ目の要件として、共通の発意と協議による創作が必要です。つまり、各著作者はだれかの指示を受けるのではなく、平等な立場で自由に創作活動を行うことが必要です。上下関係がある場合は集合著作物と考えられます。

共同著作物の効果は、113-3条に規定されています。共同著作物は、共同著作者の共有になります。

113-3条2項には、「共同著作者は、その権利を合意によって行使しなければならない」と規定されています。

問題は、共同著作者が単独で訴えを提起できるかどうかです。裁判例は、財産権を行使する場合と著作者人格権を行使する場合とを区別して考えています。著作財産権の侵害の訴えについては、共同著作者の一部の者が訴えを提起した場合は、受理不能と判断されています。著作者人格権に基づく訴えについては、共同著作者全員の合意を要しないとの判決を下しています。作者の個性に結びつけられる著作者人格権を行使する場合には、共同著作物の著作者はその他の共同著作者を呼び出すことなく、その権利を守るために訴えることができると考えられています。

著作財産権の侵害の場合に単独で訴えることができないとなると、結局は侵害者が利益を受けるだけなのではないかという問題が提起されています。学説では、保存行為の規定を適用して、共有者の1人が単独で侵害者に対して訴えることが可能であるとする見解も提唱されていますが、まだ判例で認められていません。

113-3条4項は、「各共同著作者の範囲が異なる分野に属する場合には、各共同著作者は、別段の合意がない限り、個々の寄与を分離して利用することができる」と規定し、共同著作者各人の寄与部分に対する権利を認めています。

(2) 集合著作物

集合著作物については、113-2条3項に定義が設けられています。その定義規定は、①「自然人又は法人の発意に基づいて創作される著作物であって」、②「その指示及び名の下に出版され、発行され、及び公表され」、③「その作成に参加する各著作者の個々の寄与が、実現される全体に対する個別の権利を各著作者に付与することができることなく」、④「構想の目的である全体の中に各人の寄与が融合している」、という4つの要件に分けて考えることができます。

まず、①「自然人または法人の発意に基づいて創作される著作物であること」という要件ですが、これにより、発意を行う者が上位者の地位に立って指示を与える関係があることを要すると考えられています。判例には、個人が自由に創作し、その創作に対してだれからも指示を与えられなかった場合には、集合著作物ではないと判断したものがあります。

②「その指示及び名の下に出版、発行、公表されること」という要件ですが、これについては、一連のシリーズが各人の名で公表された作品は、集合著作物ではないと判断した判例があります。

③として、「作成に参加する各著作者の個々の寄与が融合してできた著作物であること」が要件になっていますが、参加者の寄与が特定される場合であっても集合著作物に該当すると考えられています。

④では、「実現される全体において、別個の権利を各著作者に付与することが不可能なこと」が要件とされています。法文には、別個の権利を各著作者に付与することが不可能なことが要件であると規定されていますが、判例は、「実現される全体に対する別個の権利を各著作者に付与することができることなく」と規定している部分を、「共有権を各著作者に付与することができることなく」と読みかえて、集合著作物該当性を判断しています。

次に、集合著作物と共同著作物の区別をどのように考えるかについてですが、これは、フランス著作権法上、必ずしも明確であるとはいえません。原則として、著作者が平等な立場で協議をした上、一つの著作物を創作した場合には、その著作物は共同著作物となると考えられています。これに対して、創作者の間に上下関係があつて、ある者の指示に基づいて一つの著作物を創作した場合には、集合著作物に該当すると考えられています。

ただし、その後、創作者間で協議があつた場合であっても、集合著作物に該当すると判断した裁判例があらわれました。さらに、創作者で協議があつた場合であっても、寄与部分が相対に区別することができない場合には集合著作物と推定するという判例があらわれました。したがって、従来は共同著作物として処理されていた著作物が、寄与部分を区別することができなくなったという基準で、集合著作物の中に取り込まれる傾向にあります。

また、破毀院判決（2002年）は、さらに進んで、法人の名前で公表した著作物は、その法人に著作権があると推定すると判断して、集合著作物の適用範囲を広げています。このように、共同著作物が集合著作物のほうに取り込まれる傾向にあります。

集合著作物の効果については、113-5条が、「集合著作物は、反対の証拠がない限り、その著作物がその名の下に公表される自然人又は法人の所有とする」と規定しています。したがって、集合著作物は、著作権が原始的に当該自然人または法人に帰属するのであって、この法人または自然人が著作権の譲受人になるというわけではありません。集合著作物の場合でも、創作に寄与した者は、その寄与部分に対して一定の権利が認められています。

(3) 混合著作物

フランス著作権法では、二次的著作物、混合著作物、派生的著作物という3種類の概念が存在します。二次的著作物が、混合著作物と派生的著作物の上位概念になります。混合著作物は、113-2条2項に「既存の著作物とその著作物の著作者の協力なしに合体されて（組み入れられて）いる新規の著作物は、混合著作物という」と定義されています。

混合著作物と派生的著作物の違いは、混合著作物は、原著作物のすべてが新規の作品に取り入れられているものであるのに対して、派生的著作物は、原著作物の特徴的要素を変更した上、新規の著作物に取り入れているものであると捉えられています。例えば、翻訳や編曲、要約などが派生的著作物に該当します。

ただし、混合著作物に関する113-2条の規定は、派生的著作物にも適用されると考えられています。結局、113-2条の混合著作物の概念は、二次的著作物と同義の概念として使用されていることとなります。派生的著作物にも混合著作物にも本条が適用されるので、両者を区別する実益に乏しいと思われる。

混合著作物の効果について、113-4条は、「混合著作物は、その著作物を作成した著作者の所有とする。ただし、既存の著作物の著作者の権利は、留保される」と規定しています。したがって、原著作物の立場は、共同著作者ではありません。つまり、混合著作物は、複数の著作者が関与する制度と位置づけられていますが、実際は、混合著作物の著作者1人しかいません。

5. 著作者人格権

5. 1 総論

著作者人格権には、公表権、氏名表示権、尊重権、修正・撤回権の4つがあります。フランス著作権法には修正・撤回権の規定がある点が、日本法との大きな違いです。個々の権利の内容も若干異なる点があります。

著作者人格権は、非財産的権利と考えられ、財産的権利よりも優越的な位置づけになっています。その根拠は、著作物は著作者の個性の反映であるという人格主義の考え方に由来します。著作物に反映された著作者の個性を保護することが、著作者人格権の目的です。したがって、当然ながら、著作物の存在するところにしか著作者人格権は存在しません。その結果、裁判例で、著作者人格権は著作者の創作に先立って存在するものではないと判断されています。また、著作者人格権は、著作物の不使用によって著名性を喪失したことに對して、制裁を加える規定ではないと判断されています。

著作者人格権の性質は、121-1条に規定されています。

第1に、121-1条2項に規定されているとおり、著作者人格権は一身専属権と考えられています。このことから未成年や無能力者であっても、その個人が著作者人格権を行使できるとされます。

121-1 条 3 項には、「この権利は、永続し、譲渡不能で、かつ、時効にかからない」と規定されています。

①永続性は、著作財産権の保護期間が経過して公有になった後であっても、著作者人格権は存続することを内容とします。通常的人格権は、人の死亡によって消滅しますので、この点で、著作者人格権は一般的人格権と異なります。

②譲渡不能は、一身専属権であるという性質から、当然に導かれる性質です。著作者人格権は、性質上、当然に譲渡することも放棄することもできません。また、契約によっても放棄したり、譲渡したりすることはできません。契約で著作者人格権の放棄や譲渡を定めても、公序良俗違反を理由として、その部分に関する契約は無効になります。

③時効にかからないという性質により、著作物の使用という事実によって著作者人格権を時効取得するということはあり得ないという結論になります。反対に、不使用によって著作者人格権が消滅時効にかかることもありません。

④差し押さえ不可という性質ですが、これは一身専属性および譲渡不能性の性質から導かれる当然の帰結です。したがって、債権者は、著作者人格権を被保全債権として債権者代位権を行使することも、詐害行為取消権を行使することもできません。

⑤最後に、著作者人格権の行使は、著作者の自由裁量にゆだねられているという意味において、著作者人格権は絶対権と考えられています。ただ、権利濫用の法理の適用を受けますので、絶対的権利という意味での絶対権ではありません。著作者の自由裁量にゆだねられているという意味の絶対権です。

5. 2 各論

(1) 公表権

121-2 条 1 項は公表権について規定しています。公表権は、1957 年法の制定以前に判例によって形成された権利です。ウイスラー事件破毀院判決（1900 年）が、公表権を認めた最初の判例とされています。これは、ウイスラーという画家が、契約があるにもかかわらず、完成した絵画の引き渡しを拒んだという事件です。この事件で、裁判所は、完成した絵画の引き渡しを著作者である画家に命じることを拒否しました。ただし、画家に対する損害賠償は認められています。

そのほか、公表権が問題となった事件として、カモワン事件（1931 年）があります。これは、著作者がごみ箱に捨てた作品を第三者が著作者に無断で公表したという事件です。この事件では、著作者は、著作者がふさわしいと判断する方法及び条件でのみ公衆に作品を引き渡すことができる権利を有すると判断されています。これらの判例を受けて、1957 年法によって公表権が明文で規定されることになりました。

著作物を公表するという行為は、著作物を公の判断にゆだねることになります。そこで、公表権の趣旨は、著作物を公に伝達して公の判断にゆだねてよいかという決定権を著作者に与えたものであると説明されています。

著作者は、著作物を公に伝達することまたは公に伝達しないことを決定することができるというのが、公表権の内容の一つです。さらに、日本法と異なり、著作者が著作物の伝達方法を定めることができることも公表権の内容に含まれます。つまり、著作者には、伝達の方法、時期、公表の条件などを決定する権利があります。例えば、ハードカバーの装丁の本を出版するという合意があった場合に、ポケット文庫の装丁で出版することは、フランスでは公表権に違反します。

公表権により、無断で第三者が著作物を公表することはできません。そこで、ウィスラー事件で明らかにされたように、結果的に、著作者は作品を注文されても、その作品の制作に取りかかる必要はなく、その作品を完成する必要もないということになります。ただし、その場合、著作者が損害賠償を請求されることはあり得ます。

(2) 氏名表示権

氏名表示権は、121-1条1項に規定されています。121-1条1項は、「著作者は、その名前、資格及び著作物の尊重を要求する権利を享有する」と規定しています。このうち、名前と資格に対する尊重を要求する権利が氏名表示権です。

氏名表示権は、著作者が、氏名と肩書に言及することを要求する権利です。氏名は、無名とすることも、変名とすることもできます。共同著作物の場合には、共同著作者の役割に対応して氏名を表示しなくてはなりません。

また、現実問題として、例えば車体のデザインのような応用美術の著作物などの場合、著作物の性質上、氏名表示が困難なものがあります。そこで、この氏名表示は徹底されているわけではなく、氏名表示を命じることを拒否するという現実的な対応をした判決も存在します。

無名や変名の著作物の場合には、113-6条2項、3項で、著作者はいつでも身元を明らかにすることができると規定されています。

さらに、氏名表示権により、自分の作品に第三者の氏名が表示されていることに対して、異議を述べることができます。

しかし、他人の作品に自分の氏名が表示されていた場合に、氏名表示権の行使によって、異議を申し立てることはできないと考えられています。自分の名前を他人の作品に使われた場合には、自分の作品に対する自分の氏名表示が侵害されたとは言えません。氏名表示権は自分の作品に対して自分の氏名と肩書を表示するように要求できる権利なので、この場合には、氏名表示権を行使することはできません。ただし、この場合には、氏名権の侵害を受けたこととなりますので、不法行為責任の追及が可能です。

ところで、フランスではゴーストライターが存在し得ないのではないかと、ゴーストライターが存在するという事は、氏名表示権を譲渡していることになり、ゴーストライターに本を書かせる契約自体、無効ではないかという問題が生じます。確かに、ゴーストライターに氏名表示権を放棄させる契約は無効になりますが、氏名を隠すことを内容とする契約は有効と考えられています。よって、フランスでも、ゴーストライターは存在し得ます。

(3) 著作物の尊重を要求する権利

著作物の尊重を要求する権利（尊重権）は、二つの内容から成っています。一つは、著作物に表現された著作者の個性を守るといふ、著作者の主観面の保護です。もう一つは、著作物を著作者がそうあるべきと望むとおり、完全なまま公衆に伝達するといふ、著作物の客観的な完全性の保護です。

著作者は、著作物の客観的完全性の尊重を要求することができる権利により、第三者が著作物に対する削除、付加、改変を行うことを禁止することができます。著作者が名誉声望を害されたことは、必要とされていません。

著作物の客観的完全性の尊重を要求する権利をめぐっては、多数の裁判例があります。サミュエル・ベケットの『ゴドーを待ちながら』という有名な演劇作品があります。『ゴドーを待ちながら』という

演劇作品は、本来、男性によって演じられることが予定されています。ところが、演出家が、無断でその作品の登場人物を女性に変えようとした。これに対して、著作者のサミュエル・ベケットが異議を述べた事件（パリ大審裁判所 1992 年）があります。この事件の判決では、著作者が作品はそうあるものと望んだように、その著作物は尊重されなければならない、著作者の意思を評価するのは、第三者でも裁判所でもなく、人格権者が唯一その権利を行使できると判断されました。このような理由で、演出家の行おうとした改変は認められないと判断されています。

美術の著作物に関する著名な事件として、ベルナル・ビュッフェの冷蔵庫事件(破毀院 1965 年)があります。ベルナル・ビュッフェという画家が冷蔵庫に絵画を描いたのですが、それを取得した第三者が絵画を切り離して売るために、冷蔵庫を解体しようとしたことに対して、著作者であるベルナル・ビュッフェが異議を述べた事件です。この事件では、美術の著作物の著作者に与えられた著作者人格権は、著作者に対して、公衆に公表された後でも、その作品が変容されたり解体されたりすることを禁じることができる権限を与えていると判断され、ベルナル・ビュッフェの主張が認められています。

そのほか、自動車会社のルノーがデュビュッフェという彫刻家にモニュメントの製作を依頼しておきながら、その完成を拒んだという事件（ベルサイユ控訴院 1981 年）があります。裁判所は、著作者人格権によって、作者は着手したモニュメントの完成を求めることができると判断して、彫刻家の主張を認めています。

映像の著作物に関しては、映画をテレビ放映する際、放送会社がチャンネルのロゴを映像に挿入したことが著作者人格権を侵害するとして問題となった事件があります。この事件では、ロゴの挿入は認められないと判断されています。また、映画を CM で中断することができないと判断された事件もあります。

尊重権は、前述のように、著作物に表現された著作者の個性という著作者の主観面をも保護しています。これにより、たとえ著作物の客観的完全性が害されない場合であっても、著作物の評価を下げるような状況で著作物を公衆に提示する場合には、尊重権に抵触する可能性があります。フロン・ナショナル事件（ベルサイユ控訴院 2001 年）は、フロン・ナショナルという極右団体が政治的プロパガンダを目的とする雑誌に写真を掲載した行為が、写真の著作者の著作物の尊重に対する権利を侵害するかが問題となった事件です。裁判所は、極右団体の政治的プロパガンダを目的とする雑誌に写真を掲載することは、著作物の尊重に対する権利を侵害すると判断しています。

（４）修正・撤回権

修正・撤回権は、著作者がその著作物を譲渡した後であっても、著作物を修正することや、著作物の利用をやめさせることができるという権利です。いずれも、著作者の後悔に配慮した規定です。ただ、法律に規定されているとおり、著作者は修正または撤回により譲受人に与えることがある損害を事前に賠償しなければならないという制約や、最初に決めた条件でその利用権を優先的に譲受人に提供しなければならないという制約があります。そのため、実務上は修正・撤回権が用いられることは稀です。

6. 著作財産権

6. 1 総論

著作財産権には、複製権、演奏・上演権、追及権の 3 種類があります。

著作財産権は、歴史的には、著作者人格権よりも先に認識され、1791年に上演権が、1793年に複製権が認められています。

著作財産権のうち、複製権および演奏・上演権と追及権とは、内容が異なります。122-1条は、「著作者に属する利用権は、演奏・上演権及び複製権を包含する」と規定しています。利用権には、演奏・上演権、複製権がありますが、追及権は独占権ではないので、利用権には入りません。

著作財産権の性質として、まず、排他性が挙げられます。ただし、排他性が認められるのは利用権のみで、追及権は排他的な独占権ではありません。

また、著作財産権には、著作者人格権と異なり、譲渡性が認められます。ただし、追及権は、譲渡不能であると考えられています。

さらに、著作財産権は、著作者人格権と異なり、有限性を有する権利です。

6. 2 演奏・上演権

演奏・上演権は、122-2条に「いずれかの方法、特に次の各号に掲げる方法によって著作物を公衆に伝達することをいう」と定義されているとおり、方法のいかんにかかわらず、著作物を公衆に伝達することを内容としています。

まず、「公衆」とは、不特定の人物をさします。不特定の人物は、潜在的であってもよく、経済的関係の有無を問わないと解されています。したがって、例えばインターネットのユーザーも、公衆に該当します。

次に、著作物の「伝達」の意味が問題となります。公衆に対する伝達には、古典的な伝達方法と近代的な伝達方法があります。122-2条に例示されている、公の朗読、音楽演奏、演劇的上演、公の展示などの直接的な伝達方法は、古典的な伝達方法とされます。録音物など媒体の介在を前提とする間接的な伝達方法は、近代的な伝達方法とされます。例えば、インターネットでの伝達、映画の上映、放送などがこれに該当します。演奏・上演権は、「いずれかの方法によって公衆に伝達することをいう」と規定されています。すなわち、直接的な伝達方法だけでなく、間接的な伝達方法による場合も、公衆への伝達に含まれます。このように、直接的な伝達方法も、間接的な伝達方法もカバーする幅広い定義となっていますので、将来的に伝達方法が変化した場合であっても、対応し得ると考えられています。

間接的な伝達方法が登場したことに伴って、当初の上演・演奏を再度伝達する場合に、著作者の権利が及ぶか否かが問題となります。これに関しては、再度の伝達により新たな公衆が著作物に接するかを基準とし、新たな公衆が著作物に接する場合には著作者の権利が及ぶと考えられています。

CNN事件（1994年破毀院判決）では、ホテル経営者が、各客室にテレビ番組を転送する行為が問題となりました。裁判所は、ホテルの各客室が私的な領域であるとはいえ、ホテルの客は公衆と考えられると判断し、ホテル経営者が経営のためにテレビ番組を転送する行為は、新たな公衆に対して著作物を提供しているものであるとして、当該伝達は演奏・上演権を侵害するものと判断しています。

132-20条は、ケーブル放送と衛星放送に関して、「著作物を、電波を用いてテレビ放送することの許諾は、（このテレビ放送を）有線放送によって送信することの許諾を含まない」と規定しています。有線放送による送信行為は新たな公衆が著作物に接することになるため、テレビ放送に対する許諾は有線放送に対する許諾を含まないという趣旨です。

6. 3 複製権

122-3 条は、複製について、「複製とは、著作物を間接的に公衆に伝達することができるいずれかの方法によって著作物を有形的に固定することをいう」と定義しています。有形的に固定する際の媒体は問わないと考えられています。例えば、デジタル技術によるものであっても、五感によって直接的に感得できないものであってもよいとされます。このように、複製の態様を幅広くカバーできる定義になっていますので、将来的な技術革新によって新たに生じ得る複製の方法もすべてこの規定でカバーできると考えられています。

ここでは、ネットワークなどにおいて生ずる一時的複製が、著作権法上の複製に該当するかということが問題になります。122-3 条は、態度を明らかにしていません。この問題については、情報社会指令 2 条に、「一時的であろうと恒久的であろうと、複製に含まれる」と規定されていますので、一時的複製も複製に該当します。ただし、情報社会指令 5 条 1 項は、過渡的または付随的な複製、例えばインターネットでブラウジングする際に生じるような一時的複製は、一時的複製であっても複製から除外されると規定されています。フランスでは、現在、情報社会指令の国内法化のための改正作業が進められていますが、この規定は権利制限規定に反映される予定です。

また、翻案権は、原著作物の部分的複製とその修正を要素としていますので、複製権の一態様であると考えられています。

6. 4 追及権

追及権は、美術の著作者が、自身による作品の譲渡後、その作品が転売された場合に、その転売価格から一定割合を受け取ることができる権利です。

美術の著作物の著作者は、複製権や展示権（演奏・上演権の一態様として展示権は当然認められる）があるとはいえ、そこから十分な利益を得ているとは言えない現状があります。美術の著作物の著作者が利益を受けることができることといえば著作物の譲渡ですが、いまだ成功していない美術の著作物の著作者は、わずかな対価で著作物を譲渡しなければならないことがあります。その後、著作者が著名になり、著作物の転売価格が上昇しても、著作者は、既に譲渡されている著作物から利益を受ける機会がありません。このような状況は、美術の著作物の著作者とそれ以外の著作物の著作者との間に不平等をもたらすこととなります。そこで、美術の著作物の著作者に追及権を付与し、転売の利益にあずかれるようにしました。

追及権の性質は、複製権および演奏・上演権と異なり、単なる債権であって、独占権ではありません。ただし、追及権は、通常の著作財産権と異なり、譲渡することも放棄することもできない債権です。

追及権の権利者は、著作者とその相続人です。権利の行使期間は、著作権の存続期間に限られます。

追及権行使の対象となる転売について、122-8 条 1 項は、公の競売においてまたは商人の仲介によって行われる著作物の販売が、追及権行使の対象となることを規定しています。ただし、122-8 条 3 項は、追及権の行使のための条件の詳細を国务院令で定めることを規定しています。商人の仲介によって行われる販売については、現在、国务院令の規定がないため、追及権の適用はありません。現時点では、公開の競売において行われる売買のみが追及権の行使の対象です。

さらに、追及権行使の対象となる転売は、オリジナルな美術作品の譲渡を目的としていることが要件となります。ここで、オリジナルな美術作品とは何かが問題になります。例えば、リトグラフや版画などのように、著作物のオリジナルが複数になりうるものが問題になります。追及権指令は、絵画やデザ

インのほか、リトグラフ、版画、写真など、オリジナルな著作物とみなされる複製品に対しても、追及権の適用を認めています。フランス著作権法上も、同様に、版画やリトグラフなどでも追及権の対象になり得ると考えられます。

追及権指令 2 条 2 項は、版画やリトグラフなどのように複製を予定されている作品で、番号が振られたり署名されたりしているものや、その他の方法によって著作者からオーソライズされているものは、オリジナルの美術の著作物とみなされると規定しています。

型によって複製される美術の著作物についても、同様に考えられます。フランスでは、ロダンのブロンズ像で、著作者の死後、型によって複製された作品であっても、追及権が適用されることを認めた判例（破毀院 1986 年）があります。

追及権は、著作物の価格が 15 ユーロ 20 サンチームに達する売買から適用されると規定されています。この規定は、知的財産法典の規則の中にあります。15 ユーロ 20 サンチームは、ユーロ導入前の 100 フランに対応する金額です。追及権の料率は一律 3% で、著作物の販売価格から天引きされます。追及権指令の料率とは異なります。

なお、追及権行使の要件として、あらかじめ追及権を行使する旨の公告が必要となります。

6. 5 複写複製権

複写複製権に関する規定（122-10 条以下）は、コピー機の導入によって複製権の有効性に問題が生ずることになったことから、新設されました。複写複製権は、著作物の発行と同時に、著作者から強制的に管理団体に譲渡されるという法律構成になっています。著作者に複写複製権を管理団体に強制的に譲渡させ、著作物の使用者が管理団体と契約を締結して報酬を支払うことによって、著作権侵害を理由とする訴訟の危険を回避するという構造です。

122-10 条 2 項は、複写について、「複写とは、写真の技術又は直接読むことを可能とする同等の効果を有する技術によって紙又は類似の媒体の上に複写の形式で複製することをいう」と定義しています。コピー機などによる複写複製が念頭に置かれています。したがって、コンピューターなどを介した複製は、一旦 RAM に記憶させ、そこから読み取りを行うことになるため、直接の読み取りという要件を満たさず、複写複製権の対象から除かれます。

6. 6 EU 法とフランス法の比較

（1）複製権と公衆への伝達権

情報社会指令では、2 条に複製権、3 条に公衆への伝達権が定められています。先述のように、フランス著作権法の財産権は、複製権と演奏・上演権に分かれています。演奏・上演権が情報社会指令の公衆への伝達権に対応しています。したがって、情報社会指令の著作財産権の大枠は、フランスの著作権法の構造と同じといえます。

（2）頒布権と用途指定権

情報社会指令 4 条 1 項は、頒布権を規定しています。頒布権とは、著作物のオリジナルまたはその複製物を、売買またはその他の方法で公衆に対してあらゆる形式で頒布することを許諾し、または禁止する排他的権利である、と定義されています。

頒布権によって、著作物の媒体の流通に対するコントロールが可能となりますが、他方で、情報社会指令 4 条 2 項は、共同体の域内における権利の消尽を規定しています。したがって、著作者には、著作物を最初に流通に置く排他的権利が与えられますが、一旦、適法に流通におかれた場合には、頒布権は消尽するので、再販を妨げることはできません。

これに対し、フランス著作権法の場合、頒布権および消尽理論とは異なり、用途指定権という考え方を採用しています。用途指定権は、第三者がその著作物の複製物を使用し、流通に置くことを禁止または許諾する権利と定義されています。頒布権と異なり、権利者は、一旦流通においた著作物の複製物であっても、第三者がこれを使用し、あるいは流通に置くことを禁止または許諾することができます。この用途指定権の考え方は、フランスとベルギーにおいて採用されています。

用途指定権は、複製権を根拠としています。複製権には、製造された製品の使用や流通に置くことに対する監督権含むと考えられています。したがって、著作者は、複製された著作物を第三者が適法に手に入れた場合であっても、その第三者に対し、その著作物を使用することを禁止し、または許諾することができると考えられています。ただし、用途指定権は、著作権法に規定されているものではなく、判例によって認められた権利で、理論的な基盤の弱さが指摘されています。

頒布権は、著作者に著作物を流通に置くことのみを認めた権利ですので、頒布権の考え方および消尽理論の考え方は、フランスにおける用途指定権の考え方と相容れません。したがって、フランス著作権法上、頒布権および消尽理論は、原則として採用されておりません。

ただし、ヨーロッパの法制の影響を受け、ソフトウェアには、フランス法においても頒布権が認められ、流通に置いたことによって、権利が消尽すると規定されています（122-6-3 条）。

現在審議中である情報社会指令を国内法化するための著作権法改正法案において、消尽に関する規定を著作権法に新設する案が提出されています。審議中の法案 4 条は、「欧州共同体の構成国または欧州経済協定に参加する国の領域において、著作物の物理的な複製物の最初の売買が著作者または権利承継人によって許諾されたときは、欧州共同体及び欧州経済協定の域内では、この複製物の再売買は禁止されない」と規定し、消尽規定の新設を予定しています。しかし、フランス著作権法が、頒布権を採用した上で、それが消尽するという構造に変化するのかが不明です。用途指定権という考え方を将来的に維持することになるのか、それとも頒布権を認めて消尽理論を採用するという構成になるのかは、今の段階では流動的な状況にあるといえます。

（3）貸与権

貸与権指令では、著作者に、著作物の貸与をコントロールする権利を認めています。フランス法には用途指定権がありますので、貸与権を認める必要性がないと考えられています。なお、フランスは、貸与権指令を一部国内法化し、図書館における貸し出しに対する報酬制度を導入しました。

輸入権についても同様、著作者は、用途指定権により海外で製造することを許諾した製品をフランスの領域内に輸入することを禁止または許諾することができると考えられています。

6. 7 権利制限

権利制限規定には、私的かつ無償の上演、私的複製、短い引用その他、パロディおよび電子データベースの内容にアクセスするために必要な行為の五つが規定されています。

(1) 演奏・上演権私的かつ無償の上演

122-5 条 1 号には、「もっぱら家族の集まりにおいて行われる私的かつ無償の上演・演奏」に、演奏・上演権の規定が及ばないことが規定されています。この権利制限規定の適用を受けるためには、二つの要件を満たす必要があります。一つは無償性の要件です。入場料を取らないということのみならず、営利目的がないことも必要であると考えられています。

第二に、もっぱら家族の集まりにおける上演・演奏であることが必要です。家族や友人などの内輪の者はこれに該当しますが、趣味の集まりや非営利団体、企業や公共団体は、家族の集まりとは考えられず、私的かつ無償の上演の要件は満たしません。

(2) 私的複製

私的複製の要件は、複製する者の私的使用に厳密に当てられる複製であることと、集団使用を目的としないものであることの二つです (122-5 条 2 項)。

私的複製をめぐるのは、コピーガードを施すことが私的複製権の侵害かという議論があります。DVD を買った個人と消費者団体が、私的複製ができないという理由で、ユニバーサル・ピクチャーズなど、映画を DVD にコピーして頒布している会社を提訴したという事件があります (パリ控訴院 2005 年)。

裁判所は、法律に定める私的複製に関する例外規定は権利制限規定であって、私的複製権を定めたものではないという理由で、その DVD を買った個人と消費者団体の訴えを棄却しています。

(3) 短い引用等

122-5 条 3 号は、短い引用、新聞雑誌の論説紹介、公の演説を時事の報道として伝達すること、フランスにおいて行われる公売における販売カタログの掲載を目的とする美術の著作物の複製を列挙して、権利制限に当たると規定しています。

(4) パロディ、模作および風刺画

122-5 条 4 号がパロディについて規定をしています。もじり (パロディ) は音楽の著作物に関するものであり、模作は文学の著作物に関するものであり、風刺画は美術の著作物に関するものであるという区別があります。ただし、パロディという言葉は、すべてを包括する概念として使用されています。

辛らつさや風刺やユーモアを重視することはフランスの伝統と言われ、それが権利制限としてパロディを明記した趣旨であると理解されています。ただし、法文は、極めてシンプルな規定であるため、どのようなものがパロディに該当するかが解釈上問題となります。

パロディに該当するための要件として、まず、原則として、既存の著作物を、辛らつな言葉などでおもしろおかしくすることにより、変形することが必要であると考えられています。サルド事件 (パリ大審裁判所 1992 年) は、パロディであるためには、真剣な著作物のこっけいな形式による風刺的模倣であることが必要であるとした上、模倣といえるためには、パロディ化される著作物との同一性が直ちに識別できることと、同時にパロディを行った者が新規の著作物の中にこっけいさを与えることにより既存の著作物と区別できることを条件とする、と判断しています。

このように、既存の著作物を辛らつな言葉でおもしろおかしくすることが、一つの要件であると考えられます。そこで、著作物がユーモアやこっけいな性格を持つことが必須の条件なのかが問題となります。この問題を取り扱ったのが、「枯葉」事件 (パリ控訴院 1993 年) です。イブ・モンタンという歌手の死亡後、その業績をたたえる意味で、「枯葉」の歌詞を変更した歌が披露されました。この歌詞の

変更は、「枯葉」をおもしろおかしくしたわけでもなく、嘲笑したわけでもありませんでした。第一審のパリ大審裁判所は、これについてはパロディに該当しないと判断しました。しかし、控訴院では、必ずしもおもしろおかしくしたり嘲笑したりする必要はないと判断され、「枯葉」の歌詞の変更もパロディに該当するとし、権利制限を認めています。

以上から、著作物がおもしろおかしくされていたり、ユーモアやこっけいな性格を持っていたりする必要があるという点は、基準として働かないこととなります。よって、原著作物との混同の危険がないことという要件が、パロディに該当するかを判断するに当たって重視されることになると思われます。ブレル事件（パリ大審裁判所 1992 年）では、ジャック・ブレルの楽曲を正確かつ単純に抜粋し、発表したものは、原曲との混同の可能性があるという理由により、権利制限規定の適用は排除されると判断されました。

最後に、法文には、当該分野の決まりを守る必要があると規定されています。ここで問題になるのは、著作物人格権との抵触です。パロディは、常に、著作物人格権の侵害を引き起こす可能性があります。裁判例は、著作物人格権との抵触については、非常に寛大に考えています。パロディに該当する場合には、権利者は、著作物人格権の侵害を甘受することが求められます。

（5）電子データベースの内容にアクセスするために必要な行為

電子データベースの内容にアクセスするために必要な行為は、権利制限の対象となります（122-5 条 5 号）。

（6）その他の例外

122-5 条に明記されている権利制限以外にも、権利制限が認められるかが問題となります。特に、情報アクセス権を保障するための例外が認められるかどうかが問題となっています。ユトリロという画家のテレビドキュメンタリーを放送するために、ユトリロの作品を複製したという事件で、情報アクセス権を理由とする権利制限が認められるかが問題とされました。パリ大審裁判所（1999 年）は、ヨーロッパ人権条約に基づく情報アクセス権を理由に権利制限を認めましたが、パリ控訴院（2001 年）は、事前に許諾を得て作品を複製すればよいという理由で、情報アクセス権による権利制限を否定し、パリ大審裁判所の判断を覆しています。

（7）情報社会指令の国内法化（審議中）

情報社会指令の国内法化するための著作権法の改正法案では、一時的複製に関する情報社会指令の規定を国内法化する方向で検討されています。

そのほか、身体障害者が著作物に接することを可能とするための権利制限規定の導入や、スリーステップテストの導入が検討されています。

6. 8 保護期間

著作権の保護期間は、原則として著作者の生存中及び死後 70 年までと規定されています（123-1 条）。共同著作物と視聴覚著作物は、著作者中の最後の生存者の死後 70 年まで、変名無名の著作物および集合著作物は、発行年の翌年から 70 年までと規定されています。

7. 権利の救済

7. 1 フランスにおける知的財産権侵害訴訟

続いて、フランスの裁判所の構成を簡単に説明します。フランスでは、通常の民事事件の第一審は大審裁判所（TGI）に係属します。日本でいえば、地方裁判所に相当するところです。そのほかには、商事裁判所があります。商人間の訴訟や、商行為に関する訴訟の第一審について管轄を持ちます。商事裁判所では、日本におけるような資格を持った職業裁判官ではなく、商人の中から選挙によって選ばれた者が一定の任期に限って無償で裁判官を務めます。

知的財産権侵害訴訟のうち、特許に関する事件などは、大審裁判所が専属管轄を持つと規定されているので、商事裁判所に係属することはありません。しかし、著作権に関する事件は、法律に特別な定めがない限り、一般法の規定に従うと考えられ、その結果、大審裁判所と商事裁判所の管轄競合が生じます。つまり、被告が商人の場合には、大審裁判所にも、商事裁判所にも管轄が生じますので、いずれかを選ぶことが可能です。ちなみに、パリ大審裁判所では、第三民事部が知的財産権の専門部です。パリ控訴院では、第四民事部が知的財産権の専門部です。日本の最高裁に当たるのが破毀院です。

なお、著作権の事件であっても、大審裁判所の専属管轄が定められている場合があります（121-3条）。土地管轄は、原則として、被告の住所地に生じます。また、不法行為地（侵害地、損害発生地）の裁判所にも管轄が生じます。

原告適格は、著作者および著作権の譲受人のほか、著作権団体にも認められます。問題になるのは、著作権の譲渡を受けていないライセンサーです。独占的ライセンサーであっても、原告適格はないと考えられています。

7. 2 知的財産権侵害を理由とする差押

フランスの知的財産権侵害訴訟における特殊な手続として、知的財産権侵害を理由とする差し押え制度があります（332-1条以下）。これは、訴訟を始めるに当たって事前に侵害物を差し押さえる制度であり、侵害の証拠を得るということと、侵害をやめさせるということの二つの目的があります。知的財産権侵害を理由とする差押えを行った場合、差し押さえから 30 日以内に、申立人が相手方に対して本案訴訟への呼び出しを行わなければ、差し押さえは解除されます。

7. 3 急速審理

急速審理は、日本における仮処分に近い制度です。

7. 4 制裁

著作権侵害の罪は、3年の自由刑と30万ユーロの罰金の刑事罰となります。組織犯罪の場合には、5年の自由刑と50万ユーロの罰金になります。そのほか、没収や施設閉鎖の制裁があります。

民事制裁には、差し止めおよび損害賠償のほか、判決文の全体または一部を公告する制度があります。